

税について考えてみませんか？

～税を考える週間～

◆税を考える週間とは？

11月11日から17日は「税を考える週間」です。税の仕組みや使い道など、皆さんに「税金」についてより理解を深めてもらう機会として国税庁が実施しているものです。

皆さんに納めていただいている税金は、社会保障や教育・安全安心な町づくりなどさまざまな行政サービスを行っていくための大切な財源であり、皆さんの豊かな生活を支えていくうえで必要不可欠なものです。納税についてご理解・ご協力をお願いします。

また国民健康保険は、病気やケガなどで医療機関にかかった際に必要な医療費を、加入者の保険料から補助する助け合いの制度です。収入が多い方はどうしても国民健康保険税が高くなってしまいますが、自分が助けられる立場になった時のためにも「加入者同士で支え合う」という制度の趣旨をご理解のうえ、納税についてご協力をお願いします。

◆所得控除の申告や異動届は忘れずに

身近な税金である所得税や町県民税は、通常、収入が多くなると高くなりますが、所得控除を受けることで所得税が還付されたり町県民税が減額されたりする場合があります。会社などの年末調整や確定申告をする際は、扶養控除・社会保険料控除・医療費控除などご自分が該当する控除を確認のうえ忘れずに申告をしてください。

また住所を変更した時には住民異動の届け出を、国民健康保険から社会保険に変わった時には国民健康保険脱退の届け出などの手続きをしていただくことで、二重課税を防ぎ適切に課税することができます。これらの異動があった場合には忘れずに手続きを行うようにしましょう。

申告や手続きでご不明な点は、税務課までお問い合わせください。

☎税務課 ☎72-6932

町税等納期

11/30 (木)

国民健康保険税(5期)
介護保険料(4期)
後期高齢者医療保険料(4期)

※口座振替の方は、納期限前日までに口座残高の確認をお願いします。

※国民健康保険税はコンビニエンスストアでも納付できます。

ただし納付書1枚の金額が30万円を超えたり、納期限後30日を経過した納付書は、コンビニエンスストアでは使用できません。

※口座振替は、指定の口座から納期限日に自動的に振り替えて納付できる便利な制度ですので、ぜひご利用ください。なお利用するためには申し込みが必要です。

個人事業税納期のお知らせ

個人事業税とは、事業を営んでいる個人に課税される県の税金です。

今年度の第2期分の納期限は11月30日(木)です。県中地方振興局から送付される納税通知書により、納期限までに最寄りの金融機関で納付してください。

なお個人事業税は口座振替による納付も可能です。ご利用になりたい方は県中地方振興局県税部までお問い合わせください。ただし今回新たに口座振替を申し込みされた場合は、来年度からの取り扱いとなりますのでご注意ください。

☎県中地方振興局県税部課税第一課事業税チーム
☎024-935-1251